

ナショナル・ミニマムとしての最低賃金

2025年4月18日

全国一律最低賃金キャンペーン活動交流集会

中澤秀一（静岡県立大学短期大学部）

最低賃金法第1条、第一章 総則、（目的）

「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」

- 法制定時は企業経営を重視

法制定時の最低賃金をめぐる議論

「問題は如何にして最低賃金額を決定するかにかかっていることになるが、ここで労働者の最低生活費の保障と企業の支払能力の限界とを、帰するところどう結びつけるかが問題となる。所詮資本主義の枠内における賃金問題は、総て帰するところ、労働者の生活視点と企業の支払能力との結合を回避することができない」
藤林（1957）

「藤林氏は、最低賃金制の実施が、経営合理化近代化をもたらし、企業規模間格差を縮小するかどうか、そのことが輸出産業の発展を阻害しないのか…」橋元(2004)

- ・最低賃金制度がマクロ経済に対して寄与するか否かに重きを置く
- ・考慮要素のなかに「**事業の支払い能力**」が含まれる。あとの2つが、「労働者の生計費」と「(地域における)賃金(の相場)」

経済に悪影響を及ぼさないこと(=賃金を抑制すること)が最低賃金制度の使命

「最低賃金設定の基本方針としては、法制定前の論議のなかで提起された以下の視点が今日でも有効」神代（2004）

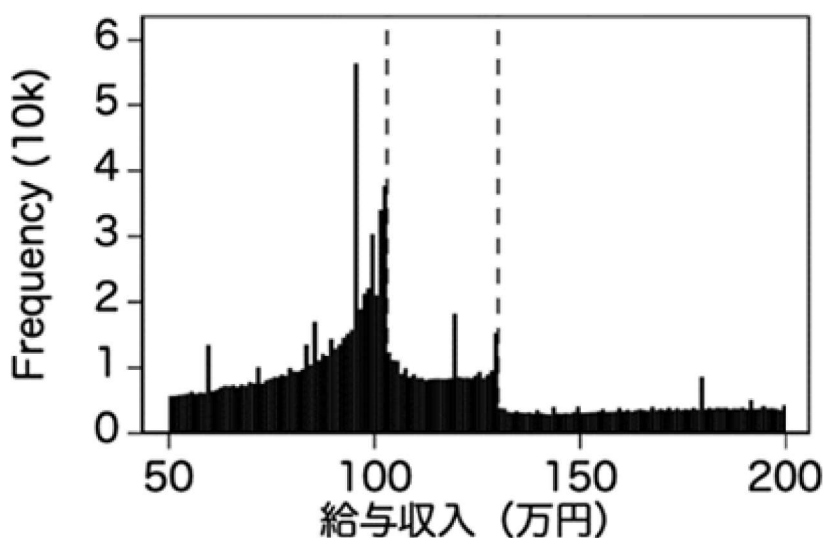
- ・視点: 単身労働者の最低生活費とともに企業の賃金支払い能力を考慮すべきである、労働者の標準生計費を超える最賃額を決定することは企業経営を圧迫することになり、失業につながる

最低賃金が抑制される理由

- 「被扶養者であることを前提にして家計補助型就労であると決めつけた雇用形態であるパートタイム労働者やアルバイトなど、日本だけに特有の『超』のつく低賃金が広がったことが背景にある」「まさに被扶養者としての制度的上限である年収103万円や130万円という基準が先にあって、そこから逆算しているから、最低賃金額と最低生活費とが整合的にならない」

中村、脇田(2011)

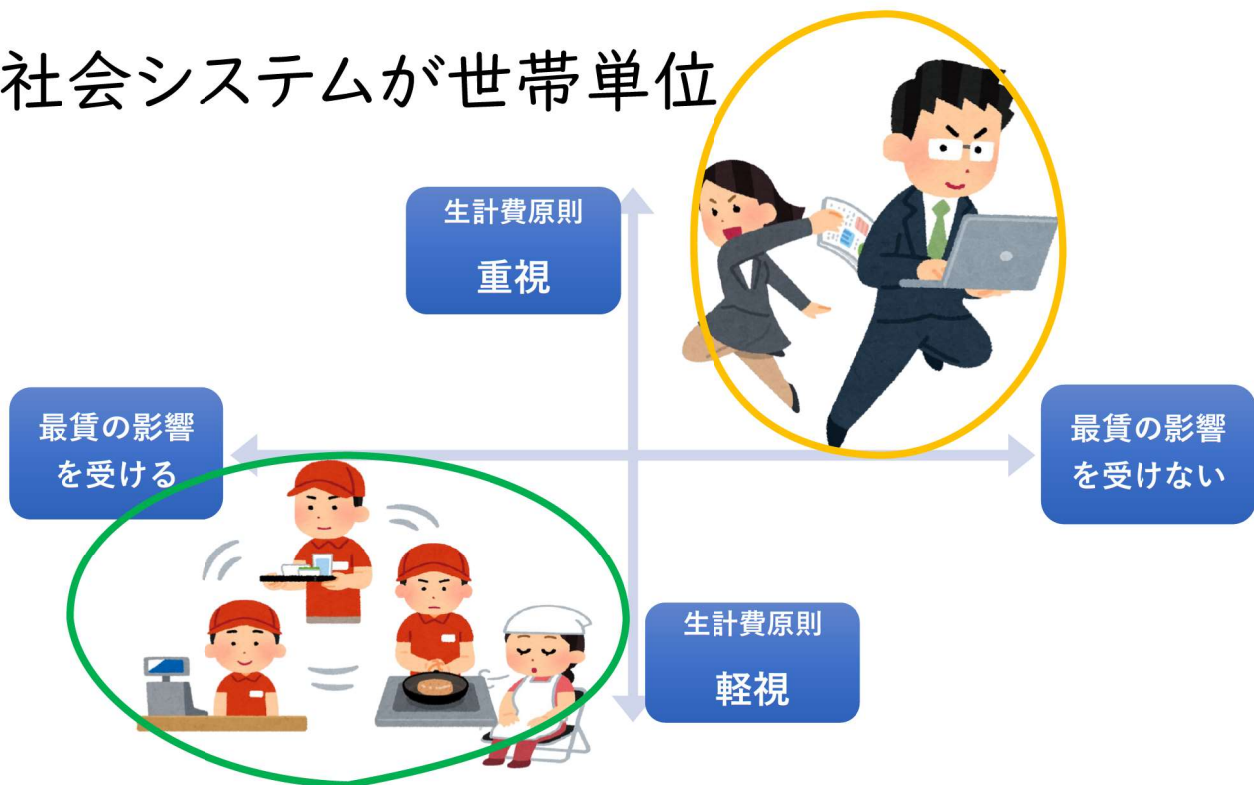
確かに、“壁”は存在している



(出所) 近藤ほか(2023)、29ページより抜粋。

(注) 東京大学政策評価研究教育センターのプロジェクトに参加した16自治体の2017～2021年における25～60歳の有配偶女性のデータより作成されている。

社会システムが世帯単位



最低賃金に関しては、(政権による)賃金の底上げによる景気浮揚策として議論されがち

- 「国民経済の発展」視点から見ることも必要だが、「ナショナル・ミニマム」視点から見ることも重要→運動として引き出しを増やす意味

○最低賃金と地域間格差の関係

○最低賃金の経済波及効果

◎最低賃金のナショナル・ミニマム機能

ナショナル・ミニマム論とは

- 19世紀にウェッブ夫妻によって産業規則に対する問題関心から展開する。それは、未組織かつ低賃金・不安定雇用層の存在が、組織労働者の労働条件を引き下げてしまっていることについて、「国民的効率の向上」の観点から、未組織労働者の労働条件の最低保障を国家制度として確立することを主張したものであった。
- その後、ナショナル・ミニマム論は、福祉国家の理念として認知されていく

ベヴァリッジのナショナル・ミニマム論 ＝最低生活費保障

- 1942年、『社会保険及び関連サービス』が公表
- ベヴァリッジの想定するナショナル・ミニマムの範疇とは、所得保障に限定されており、サービス保障は社会保障計画の達成するための前提条件
- 社会保障計画の実現に向けて6つの原則を掲げているが、とくにそのなかの「均一額の最低生活費給付」に象徴されるようにベヴァリッジの考えるナショナル・ミニマムとは、最低生活水準レベルであったといえる（それを超える部分は自助努力による）

一時期、ナショナル・ミニмум論は鳴りを潜める

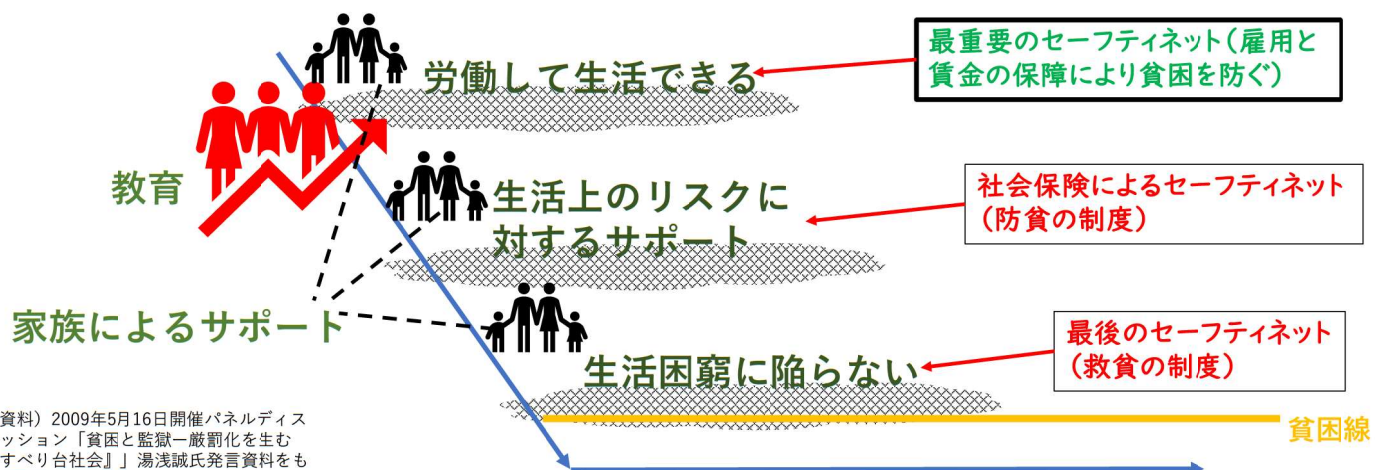
- バブル期には景気は安定し、貧困問題は見えにくくなっていく

→ バブル崩壊以降、景気が悪化すると貧困問題が可視化され、再度注目される

* ナショナル・ミニмум論は、セーフティネット論に置き換えられて展開

日本はセーフティネットが（機能して）ない社会

- **すべり台社会**（ひとつのミスで転げると一番底まで落ちてしまう）



年越し派遣村：リーマン・ショック後の急激な生産調整で失業した派遣労働者や有期労働者を支援するため、2008年12月31日～09年1月5日に、東京・日比谷公園に開村。労働組合や支援団体が企画し、食事や寝泊まりする場所を提供。生活相談も行った。多くの労働者でパンク状態となった。



年越し派遣村は、雇用と賃金のセーフティネット劣化の現実を可視化した

- 1990年代に雇用者の約2割だった非正規の割合は、2000年代になって3割を超える
- 主婦パートや学生アルバイトといった家計を補助する立場（＝被扶養者）だけでなく、新卒時に就職に失敗した若者や、働き盛りの男性も非正規に追い込まれた

■ **年越し派遣村**は、雇用劣化を可視化したことにより、労働者派遣法や労働契約法の改正につながる
ある意味、政権を変えた契機にもなった

宇都宮健児氏（年越し派遣村名誉村長）談

「貧困や格差をなくすためには、社会保障の充実と人間らしい生活ができる労働環境が不可欠」

「貧困問題は非正規雇用の問題でもある。労働問題の解決なくして、貧困や格差の是正はない」

*** 貧困の根底にあるのは労働問題**

なぜ、コロナ禍や物価高騰により貧困に陥るのか？

コロナ禍や物価高騰によってたまたま顕在化しただけ。もともと非正規や女性の生活問題は深刻であった。

コロナ禍や物価高騰でも、最低限の規制（セーフティネット）が機能していれば、ただちに生活が困窮することはない

普通の生活を実現させるための最低限の規制

①最低限の所得保障

生活保護・最低賃金・傷病手当金・失業給付・課税最低限・保険料免除制度・就学援助制度・最低保障年金児童手当・児童扶養手当など

②人的・物的なサービス保障 児童・老人・障害者などの社会福祉分野

③公共的な生活基盤

住宅・教育・医療・電気・ガス・水道・交通・通信・図書館・公園・スポーツ娯楽施設などのインフラ

④公正なルールや雇用対策

労働時間規制・安全衛生規制・解雇規制・同一価値労働同一賃金・公的職業訓練・公的就労事業など

⑤平和な社会をめざした人権保障 人種差別・性差別・階級差別をなくしていくこと

普通の生活を実現させるカギとなるのは ディーセント・ワークとジェンダー平等

- ・今後のビジョン＝
一人ひとりが個人として自立できるような社会
- ・社会システム（税、社会保障、賃金雇用）の個人
単位化をめざす

＊最低限の規制（セーフティネット）の岩盤となる
のが、最低賃金制度

最低賃金制度の役割①

- 労働者の生活保障＝8時間働けば普通に暮らせる
- 正規・正職以外の女性の賃金は、正規・正職の平均の6割程度－賃金の底上げにより格差を是正する

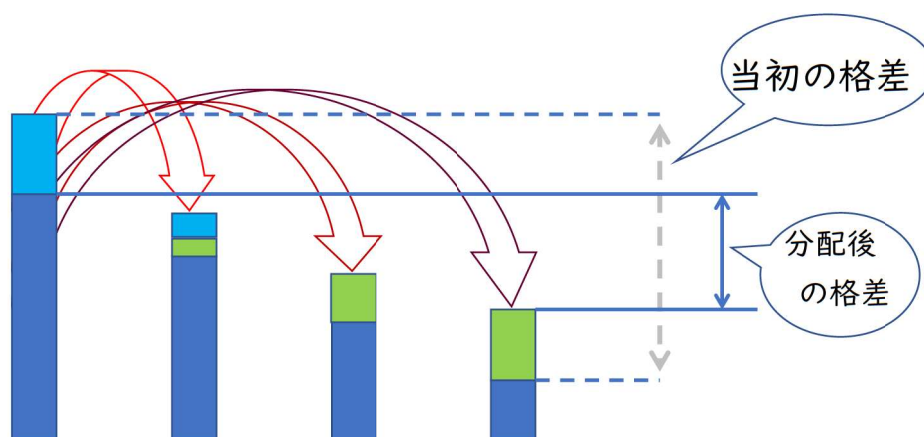
	正社員・正職員	正社員・正職員以外
男女計	348.6千円	233.1千円
男性	376.9千円	259.2千円
女性	294.2千円	210.3千円

	正社員・正職員	正社員・正職員以外
男女計	100	66.9
男性	108.1	74.4
女性	84.4	60.3

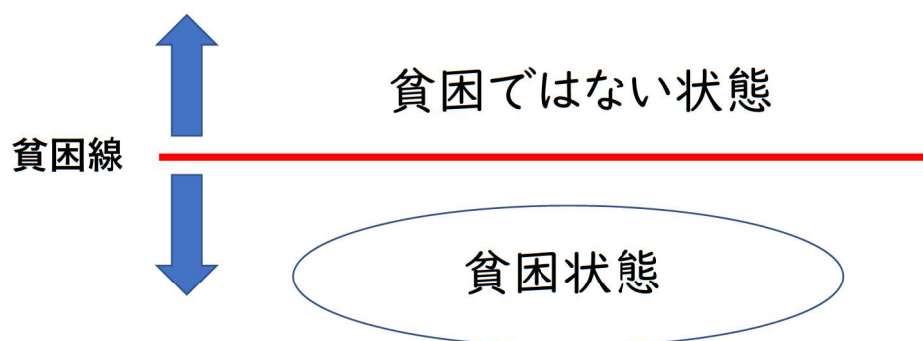
(資料) 厚生労働省「令和6年(2024年)賃金構造基本統計調査」

最低賃金や社会保障の所得再分配機能

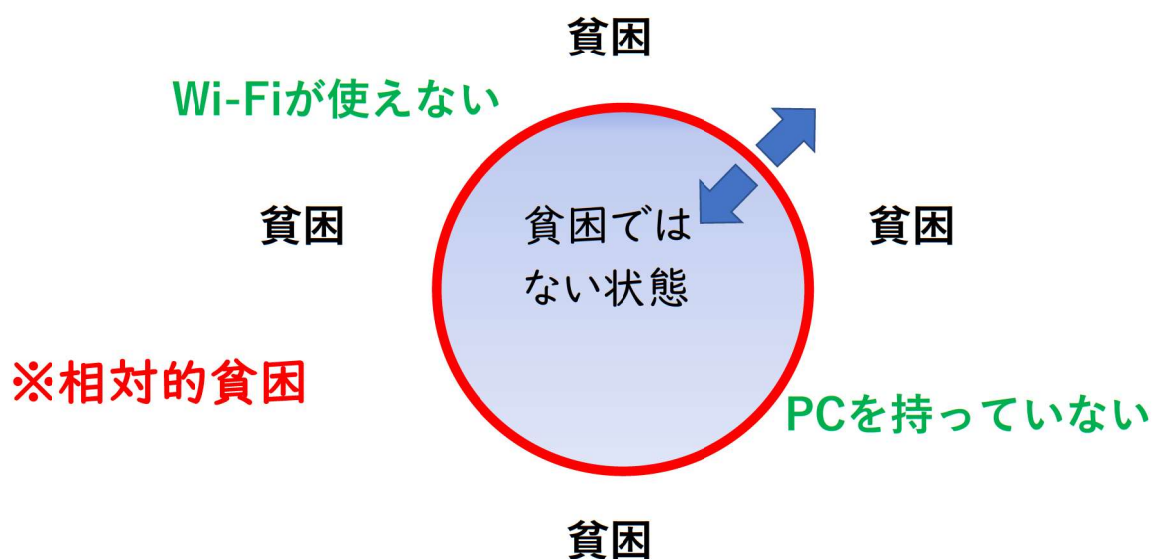
所得の高い人から低い人へ分け直すはたらき



貧困の概念の変化—「アップ・アンド・ダウン」から「イン・アンド・アウト」へ



社会的排除:それが行われることが普通であるとか望ましいと考えられるような諸活動への参加から排除されている個人や集団、あるいは地域の状態



最低限の規制をつくるために

最低限の規制をつくるためには、「普通の生活」(＝健康で文化的な最低限度の生活)にどれくらいの費用がかかるのかの根拠(エビデンス)が必要

- その根拠を提供しているのが、最低生計費試算調査＝マーケット・バスケット方式による生計費の見える化
- 2015年から全国27を超える都道府県で実施され、現在、栃木県、群馬県、宮崎県でも取り組まれている

自治体名		札幌市		青森市	秋田市	岩手市	山形市	仙台市	福島市	水戸市		さいたま市		長野市		岐阜市	
調査年(改定年)		2016(2024)年		2016(2022)年						2020(2022)年		2024年		2020(2024)年		2022年	
性別		男性	女性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
消費支出		185,798	180,250	179,522	182,825	186,717	181,425	183,708	183,513	189,297	185,919	196,906	196,368	204,601	204,710	176,737	177,656
	食費	45,978	37,572	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442	45,390	35,633	52,243	41,320	50,558	42,159	44,872	37,640
	住居費	39,000	39,000	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000	36,458	36,458	54,167	54,167	43,750	43,750	38,000	38,000
	水道・光熱	12,505	12,171	10,406	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903	9,221	8,989	10,205	9,852	8,166	7,961	7,874	8,690
	家具・家事用品	4,905	5,299	4,066	3,841	3,932	4,321	4,150	3,893	3,595	3,547	3,818	3,932	5,193	5,905	3,058	3,109
	被服・履物	6,922	5,247	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506	8,892	7,070	8,142	7,258	8,237	8,110	7,748	5,752
	保健医療	4,701	3,377	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617	1,007	2,880	3,519	6,624	1,058	3,025	1,501	4,591
	交通・通信	14,459	14,971	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234	33,018	34,759	15,400	15,355	31,268	33,030	34,993	32,953
	教養・娯楽	35,654	35,654	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796	28,814	28,911	25,843	27,648	29,303	29,303	20,390	20,680
	その他	21,674	26,959	20,138	20,072	20,105	21,696	20,257	20,123	22,902	27,671	23,569	30,212	27,069	31,469	18,301	26,241
非消費支出		58,009	58,009	52,112	52,555	52,686	53,041	57,998	53,531	57,375	57,375	58,184	58,184	57,295	57,295	53,422	53,422
予備費		18,500	18,000	17,900	18,200	18,600	18,100	18,300	18,300	18,900	18,500	19,600	19,600	20,400	20,400	17,600	17,700
最低生計費 (月額)	税抜	204,298	198,250	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813	208,197	204,419	216,506	215,968	225,001	225,110	194,337	195,356
	税込	262,307	256,259	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344	265,572	261,794	274,690	274,152	282,296	282,405	247,759	248,778
年額(税込)		3,147,684	3,075,108	2,994,408	3,042,960	3,096,036	3,030,792	3,120,072	3,064,128	3,186,861	3,141,523	3,296,280	3,289,824	3,387,551	3,388,863	2,973,108	2,985,336

自治体名		名古屋市		京都市		大阪市		岡山市		高知市		福岡市		長崎市		鹿児島市	
調査年(改定年)		2015(2024)年		2018(2023)年		2021(2024)年		2020(2024)年		2022年		2017(2024)年		2019(2024)年		2018(2024)年	
性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
消費支出		192,727	187,660	191,809	188,450	195,531	194,134	196,114	200,199	183,688	184,283	188,477	194,797	180,760	182,724	195,100	196,098
	食費	53,603	42,375	49,242	39,420	51,334	40,662	46,612	39,610	45,423	37,054	54,445	40,761	48,843	39,655	49,878	39,047
	住居費	50,667	50,667	50,000	50,000	55,000	55,000	41,667	41,667	33,000	33,000	40,000	40,000	42,000	42,000	38,000	38,000
	水道・光熱	7,983	6,963	7,456	8,476	5,779	7,502	8,269	13,065	8,710	10,360	8,589	10,215	8,503	10,114	8,715	10,366
	家具・家事用品	4,443	4,596	4,864	4,974	4,909	4,879	4,867	5,201	3,247	3,707	4,434	4,905	4,667	4,843	3,878	4,317
	被服・履物	9,680	9,661	6,315	4,520	8,509	8,937	7,171	8,189	6,638	8,223	7,343	8,966	7,895	9,210	6,137	7,273
	保健医療	2,366	5,429	1,171	2,816	4,305	6,827	1,136	2,441	1,506	868	1,228	3,920	1,220	3,893	1,210	3,859
	交通・通信	16,324	16,202	16,766	16,766	12,246	11,600	33,077	33,077	37,467	33,923	12,936	16,706	13,016	13,016	38,974	38,974
	教養・娯楽	22,646	22,667	27,895	27,919	31,621	31,804	28,417	28,510	26,070	25,781	34,425	36,608	28,534	30,128	26,361	27,327
	その他	25,015	29,100	28,100	33,560	21,828	26,923	24,898	28,439	21,627	31,367	25,077	32,717	26,082	29,865	21,948	26,935
非消費支出		58,979	58,979	52,212	52,212	58,990	58,990	57,535	57,535	47,711	47,711	59,221	59,221	53,339	53,339	54,096	54,096
予備費		19,200	18,700	19,100	18,800	19,500	19,400	19,600	20,000	18,300	18,400	18,800	19,400	18,000	18,200	19,500	19,600
最低生計費 (月額)	税抜	211,927	206,360	210,909	207,250	215,031	213,534	215,714	220,199	201,988	202,683	207,277	214,197	198,760	200,924	214,600	215,698
	税込	270,906	265,330	263,121	259,462	274,021	272,524	273,249	277,734	249,699	250,394	266,498	273,418	252,099	254,263	268,696	269,794
年額(税込)		3,250,874	3,184,073	3,157,450	3,113,542	3,288,252	3,270,288	3,278,988	3,332,808	2,996,388	3,004,728	3,197,981	3,281,021	3,025,191	3,051,160	3,224,356	3,237,534
(注) 各費目の合計金額と最低生計費は、端数処理のため必ずしも一致しない。																	

調査からわかった最賃制度の2つの問題点

①「最低賃金は低すぎる」

②「都道府県別に定められていることに根拠がない」

最低賃金制度の役割②

- コロナ禍でも休業せず国民の生活を支えたエッセンシャルワーカーの存在・・・その仕事に見合った賃金が支払われていない（最賃近傍）

＊特定最低賃金の再評価

ケア労働者（看護、介護、保育）などの専門性の高い職業における特定最賃の新設

最賃を変えることは、社会を変える第一歩

- これまでは、賃金に依存し、家族に依存しなければ生活できなかった
- その結果、生活からはゆとりが奪われ、その人らしく生きる権利も奪われていった

＊最低限の規制をつくること（賃金だけでなく社会保障との組み合わせにより生活が成り立ち、ワークライフバランスを図れるよう労働時間が規制され、個人の人権が尊重される社会）をめざす

ーその第一歩となるのが、「全国一律最低賃金1500円」

参考文献

- 阿部誠（2004）「今日における最低賃金制の課題」『社会政策学と賃金問題』[社会政策学会誌第12号]法律文化社
- 岩田正美（2010）「最低賃金制度と生活保護制度」『社会政策』第2巻第2号ミネルヴァ書房
- 金澤誠一編著（2009）『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版
- 神吉知郁子(2011)『最低賃金と最低生活保障の法規則』信山社
- 神吉知郁子(2016)「最低賃金制度の役割」『季刊労働法』No.254
- 後藤道夫ほか編（2018）『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし 『雇用破壊』を乗り越える』大月書店
- 神代和欣（2004）「わが国最低賃金制の現状と課題」『社会政策学と賃金問題』[社会政策学会誌第12号]法律文化社
- 後藤道夫(2023)「最低賃金引き上げでなにがわかったかー女性フルタイム労働の条件向上へ」『月刊全労連』No.315学習の友社

参考文献

- 中澤秀一（2011）「現代版マーケット・バスケット方式による貧困の測定」、『貧困研究』Vol.7
- 中澤秀一（2020）「ディーセントワークの実現に向けた賃金と労働時間の展望」『女性労働研究』第64号
- 中澤秀一(2021)「社会保障と最低生活保障」『ジェンダーで学ぶ生活経済論[第3版]』ミネルヴァ書房
- 中澤秀一(2023)「地方における若者の『普通の暮らし』を考えるー最低生計費調査が示唆することー」『日本労働社会学会年報』東信堂
- 中澤秀一（2024）「最低賃金制度の再考」『社会政策』第15巻第3号ミネルヴァ書房
- 中村和雄・脇田滋（2011）『「非正規」をなくす方法』新日本出版社

参考文献

- 橋元秀一（2004）「社会政策学における賃金問題研究の視角と課題：大会報告を素材に」『社会政策学と賃金問題』[社会政策学会誌第12号]法律文化社
- 久本憲夫（2019）「賃金政策：近年の賃金動向と『逆・所得政策』」『社会政策』第10巻第3号ミネルヴァ書房
- 藤田安一(2021)「現代の最低賃金審議会改革における課題と展望」『日本労働研究雑誌』No.731労働政策研究・研修機構
- 藤林敬三（1957）「序論－わが国における最低賃金制をめぐる諸問題」『最低賃金制』有斐閣
- 吉村臨兵（2010）「最低賃金の目的における変化と現実の地域別最低賃金の妥当性」『社会政策』第2巻第2号ミネルヴァ書房
- 労務行政研究所（2021）『賃金決定のための物価と生計費資料』